

2022年4月15日

代議員・分会役員・組合員 皆様

鳥取市役所職員労働組合
執行委員長 中林 春樹

強風被害に係る被災受付について(お知らせ)

平素から組合活動並びにじちろう共済の取り組みにご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、3月末に前線を伴った低気圧が発達しながら日本海を東北東に進み、山陰では南風が非常に強く吹きました。マスコミによる報道等によれば建物被害については、トタン屋根の剥離や、屋根瓦の飛散など、建物構造には影響が生じない程度の一部破損が多く発生していると考えられ、既に組合員の方より被災報告を受け付けている状況です。

つきましては、下記を参照いただき組合員の皆様への周知・問い合わせ等につきましてご対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 強風被害による家屋等の損害が対象となります。

●主な被害内容と対象損害額（下記損害額はこくみん共済coopの基準により判断されます。）

	火災・自然災害共済 加入の場合	総合共済基本型 加入の場合	備考
強風による屋根、瓦等の被害	10万円を超える損害の場合	20万円以上の損害の場合	
付属建物、付属工作物の被害(※)	10万円を超える損害の場合	/	住宅契約20口以上加入の場合のみ対象 (支払限度額火災共済2万円、自然災害共済(大型)3万円)

※付属建物・付属工作物…物置、納屋、車庫、門、塀、垣、カーポートなど

2. 被害報告等について

「自然災害被災受付票」をお渡ししますので、**組合書記局 TEL (0857-20-3399)**までご連絡ください。

※緊急修理について

被災箇所の修理を緊急に行う場合は、被害状況のわかる写真、修理見積書または請求書の保管をお願いします。

ご不明な点等ございましたら組合書記局までお問い合わせください。

○ 連絡先 組合書記局 担当：福田 信江 内線) 89-7972 外線) 0857-20-3399